

堺ラグビースクール規約

(名称及び所在地)

第1条 このスクールは、堺ラグビースクール（以下「スクール」という）と称し、所在地は事務局長の自宅とする。

(目的)

第2条 ラグビー・フットボールを通じて、
1. 児童の健全な精神の育成
2. 不屈の闘志の育成と体力の増進
3. 礼儀作法の修得
を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の業を行う。
1. ラグビー・フットボールの練習・スクール大会への出場・合宿・観覧・他のラグビースクールとの交流試合。
2. その他、目的達成に必要な事項。

(生徒)

第4条 スクールの生徒は、幼児、小学生、中学生を対象とする。

(組織)

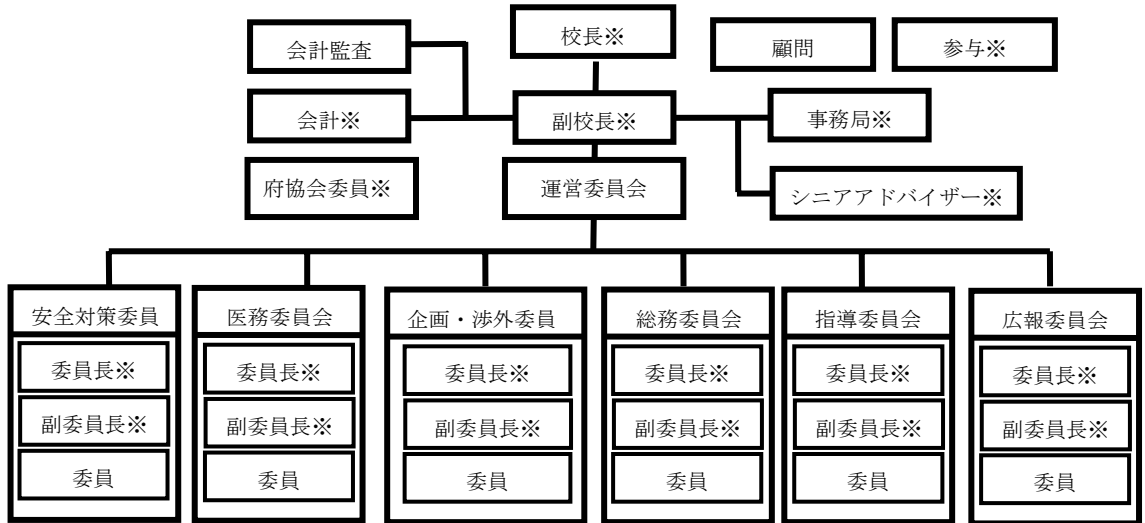
第5条 1. スクールに次の役員を置く。
顧問 若干名
参与 若干名
校長 1名
副校長 1～3名
(但し、校長が必要と認めた者は役員として参画することが出来る)
2. スクールに次の運営委員を置く。
校長 1名
副校長 1～3名
参与 若干名
事務局長 1名
会計 1名
安全対策委員長 1名
指導委員長 1名
企画・渉外委員長 1名
医務委員長 1名
総務委員長 1名
広報委員長 1名
府協会委員 1名
シニアアドバイザー 若干名
事務局員 若干名
安全対策副委員長 若干名
指導副委員長 若干名
企画・渉外副委員長 若干名

医務副委員長 若干名
 総務副委員長 若干名
 広報副委員長 若干名

以上を持って運営委員会メンバーとする。

(但し、校長が必要と認めた者は運営委員として参画することが出来る)

3. 各種委員会



(運営委員の選出)

- 第6条 1. 毎年度末に開催する運営委員会において、校長の選出を行う。
 2. 校長は、副校長及び各委員を運営委員会の承認を得て委嘱する。

(任 務)

- 第7条 1. 校長は、スクールを代表し校務を統轄する。
 2. 副校長は校長を補佐し、校長に事故あるときはその職務を代行する。
 又、運営委員会において司会・進行にあたる。
 3. 参与は、校長の相談に応じスクールの発展に寄与する。
 4. 運営委員は、運営委員会を組織し、スクールの運営に関する一切の業務を行い、運営に必要な事務を分掌する。
 5. 医務委員は、主として医事の指導にあたる。
 6. 指導委員は、主として技術・生活 指導にあたる。
 7. シニアアドバイザーは、主としてこれまで培ってきた豊富な知識や経験を生かし、助言、指導などアドバイスを行う。
 8. 事務局長は、運営を統括しスクールの目的を実現するための業務を行う。
 9. 会計は、金銭・物品の出納の記録・計算・管理を行う。
 10. 会計監査は、会計及び決算に関して、監査と最終的な承認を行う。
 11. 企画・渉外委員は、主として活動の企画・対外交渉にあたる。
 12. 安全対策委員は、主として安全なスクール運営の指導にあたる。
 13. 総務委員は、主として庶務を行い円滑なスクール運営にあたる。
 14. 広報委員は、主として生徒の募集、ホームページの更新を行う。

(任期)

第8条 役員及び運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
但し、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 1. 運営委員会は、スクール運営の最高決議会議として、校長が招集する。
2. 運営委員会は出席者の半数以上の賛成を以って可決する。

(経理)

第10条 1. スクールの経費は、会費・寄付金・その他をもってあてる。
2. 会計年度は、4月より次年3月までとする。
3. 会計監査は年度終了後速やかに実施されスクール総会に報告する。

(見舞金)

第11条 スクール役員・指導員(先生)・生徒(以下「会員」という)の見舞金については、つぎの基準により金品を贈りその意を表する。

- 1) 弔意の場合 (イ) 会員の死亡 20,000円
他に供花料 10,000円(楕一對)
(ロ) 会員(役員・指導者)の配偶者及び
会員(生徒)の父母の死亡
10,000円
他に供花料 10,000円(楕一對)
2) その他見舞いに関しては必要に応じ校長が決定する。

(規約の改正)

第12条 規約の改正は、運営委員の議決による。

(その他)

第13条 この規約に定めるものの他、スクールの運営に関し必要な事項は別に定める。

この規約は、昭和62年 4月 1日から施行する。

平成 3年 3月 3日 一部改正(役員の数)

平成 4年 2月 1日 一部改正(慶弔金)

平成 19年2月25日 一部改正

平成 24年4月 1日 一部改正

(1、4、5、6、7、9、11条)

平成 26年9月 1日 一部改正

(5、6、7、9、10条)

糸 田 貝 川

(生徒の資格)

第1条 スクールの生徒の資格は、所定の入会手続きを経て、校長が承認することによって与えられる。

(事務の分掌)

第2条 運営委員は、会計・指導・医務・総務・安全対策・広報その他必要な事務を分掌する。

(会 計)

第3条 1. 生徒は、定められた年会費を納入するものとする。
2. 年会費は、運営委員会が決定する。
3. 会費は、スクールの運営にあてる。
4. 既納の会費は返還しない。

(資格の消滅)

第4条 生徒の資格は、健康上の理由または、生徒としてふさわしくない行為等により、運営委員会の議を経て取り消すことができる。

(経費の負担)

第5条 スクールに参加するために要する経費は、生徒の負担とする。

(保 険)

第6条 1. スクールの生徒は、スクール規定の傷害保険に必ず加入するものとする。
2. 受講中負傷等の災害が生じた場合、専属医務委員の応急手当てをおこなうが、事故の加療の責任は負わない。
但し、前項による保険給付は、後日支給される。